

平成30年第11回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年第11回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年12月4日午後12時57分～午後1時43分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦		
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (1名)	12 番	斉 藤 幸 一		
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 土地の現況証明願書の報告について</p> <p>日程第5 議案第1号 平成30年11月15日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願いについて</p> <p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)</p> <p>日程第9 議案第5号 農用地利用集積計画 (案) について (平成30年12月6日公告予定分)</p> <p>日程第10 協議案第1号 平成30年美瑛町農業委員会総会開催日程について</p>			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

- 事務局長 只今から、平成30年第11回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の会議には、斉藤委員から欠席の届出が提出されております。
- よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 浦島委員からは、欠席の届出はありませんが、後刻、出席されることと思います。
- 事務局長 これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じこの憲章を掲げてその実践につとめましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 川崎会長 みなさん、こんにちは。今年も残すところ、後25、6日となりましたが、今年は雪が遅かったと。いつ雪が降るのかなと思っていましたら、降ったことは降ったんですが、雨が降ったり、ほとんど雪が見えない状況で、異常気象の表れかなと思います。
- 10日前にはですね、2月に史上最高の寒さが来るというような天気予報も出ております。どうか油断することなく、日々の生活を送っていただきたいと思います。
- また今年1年間、農業委員の皆さんにはそれぞれの立場からご助言をいただき、またご意見をいただき、どうにか無事一年を終えることが出来ました。改めてお礼を申し上げます。浦島委員、谷口委員、佐藤委員にもそれぞれの立場から、総会終了後に、情報提供をいただきました。本当に、心から、感謝とお礼を申し上げますし、今後もいろんな意味で情報提供をお願いするところでもあります。
- もう今年の作柄についてはですね、私からお話するまでもなく、本当に、自然災害の影響が大きく、農家がやっぱり自然を相手にしている、こういう状況の中では大変な1年であったなと思います。そういうことが、収入あるいは経済にも相当影響を及ぼしているという話を聞いておりますので、どうか12月の組勘の締めに向けてですね、それぞれ、対応をお願い出来れ

ばと思います。

この後、町長懇談会あるいは農協の方から、報告あるかもしれませんが、先日議会が行われまして、お米については前年同様、10aあたり2,500円、あとその他はですね、ブロッコリーの選果経費だとか、麦の乾燥調整料、そして次年度の肥料の支援という話も具体的に出ているようです。

合わせて1億、それが議会を通過して、そういうことで進めていますので、多少なりとも、そういう支援策が出たということでご理解をいただければと思います。

世界情勢を考えますと、もうご存じのように、TPP11が来年1月から発行ということでありまして、EPAも今、国会で討議されていますけれども、これもなし崩し的に決まるというような状況です。そういう意味では、本当にかつてない開国という状況になりますけれども、どうか委員の皆さんには、それぞれ地域のリーダーとして、そしてまた、若い青年のリーダーとして、ぜひとも、そんなことに負けないで頑張ろうと改めて絆を持って進んでいただければと思うところであります。

今日はこの後、町長との懇談会そしてその後、農友会の総会ということで少し長時間になりますけれども、最後まで、ご協力をお願いし、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1 総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、上村委員、11番、荒川委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局 諸般の報告をいたします。

1 番、11 月 1 日、平成 30 年第 10 回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 12 委員が出席しております。

2 番、11 月 1 日、美瑛町産業懇談会を開催し、会長外 11 委員が出席しております。

3 番、11 月 6 日、平成 30 年第 1 回振興対策部会が開催され、会長外 6 委員が出席しております。

4 番、11 月 15 日、美瑛町農業再生協議会臨時総会が開催され、会長が出席しております。

5 番、11 月 19 日、平成 30 年度地区別農業委員農地利用最適化推進委員等研修会が開催され、会長外 11 委員が出席しております。

6 番、11 月 26 日、平成 30 年第 7 回美瑛町議会臨時会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議長 これで、諸般の報告を終わります。

○議長 日程第 4、報告第 1 号、土地の現況証明願書の交付について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第 1 号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書のあった[]さん、[]さん共有名義についての証明書交付について、美瑛町農業委員会規則第 6 条第 1 項の規定により、会長において専決処分したので報告するものです。

番号 1 番、土地の表示字名、字[]、地番[]、地目、登記簿畑、現況非農地、面積 331 m²です。土地所有者及び申請人は、東川町[]さん及び美瑛町[]さん。今回地目変更のための申請がありましたが、申請地は農振農用地区域外、都市計画区域外です。

こちらにつきましては、11 月の第 10 回総会前に現地確認を行い、会長及び地区担当委員との審議の結果、専決処分となりましたので、報告させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長 長 ただいまの報告第 1 号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

○議長 長 日程第 5、議案第 1 号、平成 30 年 11 月 15 日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を、議題とします。

○議長 長 議案第 1 号、番号 1 番から番号 3 番までについては、一括し

て、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、平成30年11月15日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 [] さん、借主 [] [] 外2件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字 []、地番 [] 外2筆、面積計1万9,444㎡につきましては、貸主 [] さんから借主 [] への基盤強化法による賃貸借でしたが、11月6日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第5号にて売買の申請が上がってきております。

番号2番、土地の表示字名、字 []、地番 []、面積4,128㎡につきましては、貸主 [] さんから、借主 [] への基盤強化法による賃貸借でしたが、11月12日付けで合意解約です。こちらの土地につきましても、後ほど議案第5号にて売買の申請が上がってきております。

番号3番、土地の表示字名、字 []、地番 []、面積1万9,084㎡につきましては、貸主 [] さんから借主 [] の基盤強化法による賃貸借でしたが、11月12日付けで合意解約です。こちらの土地につきましても、後ほど議案第5号にて売買の申請が上がってきております。

今回提出された全3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引き渡し6カ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号3番までについて、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第1号、番号1番から番号3番までについて、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについての件を、議題とします。

議案第2号について、事務局から、説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、第3条第1項の規定による許可の取消願について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日開催の第3回総会にて、許可した譲渡人 ■■■■■さん、譲受人 ■■■■■さんの許可の取消願いの提出があったため審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■、面積40㎡につきましては、譲渡人 ■■■■■さんから譲受人 ■■■■■さんへの贈与による利用権設定許可です。
申請個所はJR美瑛駅から北東に約■■kmの個所で、取消願いの理由は、許可を受けた譲渡人が真正な所有者ではなかったため。こちらは、登記簿の錯誤が原因となっております。
こちらの土地につきましては、後ほど議案第3号にて、所有権移転申請が上がってきております。詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい。先ほど事務局からの報告のとおりです。
これは、■■■■■さんの農地だとありましたけども、この後に出てきます■■■■■さんの農地だということになっておりますので、誤りということで、よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。これより、議案第2号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を、議題とします。
議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ■■■■■さん、譲受人 ■■■■■さん外6件の許可の

可否について、審議を求めるものです。なお、議案第3号及び議案第4号で審議いただくこちら案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われる。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が別段定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積40㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北東に約■■kmの個所で、権利設定の理由は、譲渡人は離農による当該農地処分のため、譲受人贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとの事です。

詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■委員 ただいま事務局の報告がありましたとおりです。先ほど、議案第2号でできてきました、■■■■さんの農地だった、誤りの修正ということで、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第3号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字■■、地番■■■■、面積501㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■への贈与による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北に約■■kmの個所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局から説明のあったとおりです。
■■■さんは、■■■さんが所有する土地を現在小作しており、自宅のほうの土地を処分するに当たり、隣接している土地と一緒に贈与したいということで、今回の申請になりました。よろしくお願いします。
- 議長 長 ありがとうございました。
これより、議案第3号、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 続いて、議案第3号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■、面積1,377㎡につきましては、譲渡人■■■さんから譲受人■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請個所は、JR美瑛駅から南西に■■■kmの個所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願います、とのことです。
詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。
この土地につきましては、この後の報告にあります、売買、集積の報告の土地に隣接する土地で、土地は一部分が農振区域に入っておらず、今回の集積には該当しないということで、3条となりました。以上です。
- 議長 長 ありがとうございました。
これより議案第3号、番号3番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第3号、番号3番について、
 原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第3号、番号4番について、事務局から説明をお
 願いします。
- 事務局 番号4番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■他1筆、
 面積計1万3,441㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから
 譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
 申請個所はJR美瑛駅から南西に約■■■kmの個所で、権利移
 転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却した
 い。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格
 は■■■万円で10a当たり■■■万円です。
 詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。以上で説
 明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委
 員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい。この土地につきましては、今まで賃貸借ということ
 やっておりました。今回売買ということで、手続きしております。
 ■■■さんは、地区でも精力的にまた堅実な営農しております。
 問題ないかと思っております。審議のほどよろしくお願
 いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。これより、議案第3号、番号4番
 について、発言のある方は挙手願います。
 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採
 決いたします。
 議案第3号、番号4番について、原案どおり決定することに
 賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号5番について、事務局から説明を
 お願いします。

- 事務局 番号5番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積906㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんの売買による所有権移転申請です。
申請個所はJR美瑛駅から東に約■■kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は本人高齢により農作業ができないため、当該農地を譲受人に売り渡したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格は■■万円で10a当たり■■万円です。
詳細につきましては、議案8頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。■■さんは、この農地の一部を使って、昨年まで野菜等を作り、地元の直売場に出しておりましたが、昨年秋より体調を崩され、現在も入院をしております。そんな中、隣接している■■さんに売買をしたいということです。審議のほどをよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号5番について質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第3号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて議案第3号、番号6番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号6番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積337㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
申請個所はJR美瑛駅から南に約■■kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格は■■万円、■■円で10a当たり■■万円です。
詳細につきましては、議案9頁をご確認ください。以上で説

明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■委員 ■■■さんが持っている水田に当たりましては、■■■地域にありまして、通い地の処分ということで、地続きの■■■さんに売りたいということの申請ですので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号6番について質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第3号、番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第3号、番号7番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号7番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■、面積918㎡につきましては、譲渡人■■■さん、■■■さん、■■■さんから譲受人■■■さんへの売買による所有権移転申請です。

申請個所はJR美瑛駅から南西に約■■■kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格は■■■円で、10a当たり■■■円です。

詳細につきましては、議案10頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■委員 はい。譲渡人の3名の方は、それぞれ姉妹でありまして、実家であります■■■の両親が昨年亡くなったということで、1年ほど前に■■■さんが農地を引き受けたわけですがけれども、今回、追加案件ということで申請が上がってきております。よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号7番について質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第3号、番号7番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。
農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■外2筆、面積計2万9,486㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの賃貸借による利用権設定申請です。
申請地はJR美瑛駅から南に約■■■kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は借主の意向を受け貸付いたしたい、借主は経営規模拡大のため、当該地を借り受けしたいとのことです。価格は■■■■円で、10a当たり■■■■円です。
詳細につきましては、議案11頁をご確認ください。以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ■■■さんと■■■さんとは10年賃貸契約が終わりまして、それで、■■■さんが高齢のため、1年だけ今後賃貸をしたいということになりました。そういった訳で、審議をお願いいたします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第4号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採

決いたします。

議案第4号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画、案について、平成30年12月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第5号、番号1番から番号10番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、農用地利用集積計画案について、平成30年第11回平成30年12月6日公告予定です。■■■■■さん外9件から、利用権の設定等、所有権の移転6件、賃貸借4件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
- 番号1番、字■■■■■ ■■■■■さんから札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社への売買、畑3筆、6万5,705㎡、■■■■■円で、10a当たり■■■■■円です。こちらは前回の11月総会で、買入協議の審議をいただいた案件です。北海道農業公社との買入協議が成立し、保有合理化事業により売買するものです。
- 番号2番、空知郡奈井江町■■■■■ ■■■■■さんから、字■■■■■ ■■■■■への売買。畑2筆、2,730㎡、■■■■■円で、10a当たり■■■■■万円です。こちらは相続地の処分です。
- 番号3番、字■■■■■ ■■■■■さんから字■■■■■ ■■■■■への売買。田2筆、畑1筆、計1万9,444㎡、■■■■■円で、10a当たり田■■■■■万円、畑■■■■■万円です。こちらは議案第1号、番号1番で合意解約した貸借地の売買です。
- 番号4番、旭川市■■■■■ ■■■■■さんから、字■■■■■ ■■■■■への売買。田1筆、4,128㎡、■■■■■円で、10a当たり■■■■■万円です。議案第1号、番号2番で合意解約した貸借地の売買です。
- 番号5番、旭川市■■■■■ ■■■■■さんから、字■■■■■ ■■■■■への売買。田1筆、1万336㎡、■■■■■円で、10a当たり■■■■■万円です。議案第1号、番号3番で合意解約した貸借地の売買です。
- 番号6番、■■■■■ ■■■■■さんから、字■■■■■ ■■■■■さんへの売買。畑4筆、3万7,862㎡、■■■■■円で、10a当たり■■■■■円です。■■■■■さんは既に離農済みで、相続地の処分となります。

番号7番、旭川市[]さんから、[]への賃貸借。田1筆、1万3,608㎡、[]万円で、10a当たり[]円です。期間は5年間です。[]さんの経営規模縮小に伴い、新たに賃貸するものです。

番号8番、[]さんから、字[]への賃貸借。畑2筆、9,544㎡、[]円で、10a当たり[]円です。期間は5年間です。以前[]さん個人へ賃貸借していた農地ですが、法人設立に伴い受け手を法人へ変更するものです。

番号9番、[]さんから、[]さんへの賃貸借。畑3筆、2万9,340㎡、[]円で、10a当たり[]円です。期間は5年間です。こちらは賃貸借期間の更新となります。

番号10番、[]さんから、[]さんへの賃貸借。田2筆、畑1筆、計1万3,343㎡、[]万円で10a当たり田畑ともに[]円です。[]さんの経営規模縮小に伴い、新たに貸借するものです。

以上、利用権の設定をするもの10件10名、利用権の設定を受けるもの10件2名5法人、田7筆、3万7,057㎡。畑16筆、16万8,983㎡。計23筆、20万6,040㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第5号、番号1番から番号10番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第5号、番号1番から番号10番までについて、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9、協議案第1号、平成30年美瑛町農業委員会総会開催日程について。
協議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第1号、平成31年美瑛町農業委員会総会開催日程について。平成31年美瑛町農業委員会総会開催の日程について、審議をお願いいたします。
例年の慣習に基づきまして、原則月初めという形で総会の予定をさせていただいております。第1回から第11回までが、開催回数となります。それに伴いまして、申請書の提出期限は、前月の20日頃までに提出済ますような形で日程を組ませて

いただきましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
以上で説明終わります。

○議 長 協議案第1号について、発言のある方は挙手願います。ない
ですね。このような日程でよろしいですか。

【なしの声】

○議 長 はい、これで、協議案第1号を終わります。
以上で本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたし
ました。以上で、総会をさせていただきます。どうもありがと
うございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印
する。

平成30年12月4日

美瑛町農業委員会長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦